

第七十二回 参議院法務委員会會議録第七号

昭和四十八年五月八日(火曜日)
午前十時十七分開会

法務省保護局恩 横山精一郎君
敎課長

委員の異動

四月二十六日

辞任

松本 賢一君

補欠選任

竹田 現昭君

出席者は左のとおり。

委員長 原田 立君
理事 後藤 義隆君
佐々木 静子君
白木 義一郎君

委員

木島 義夫君
齋藤 十朗君
中西 一郎君
吉武 恵市君
鈴木 強君
竹田 現昭君

國務大臣

法務大臣

田中伊三次君

政府委員

法務大臣官房長

香川 保一君

法務省刑事局長

安原 美穂君

法務省入国管理局長

吉岡 章君

事務局側

常任委員会専門員

二見 次夫君

説明員

警察庁刑事局捜査第一課長

小林 朴君

法務省矯正局保安課長

岩崎 隆弥君

なにとぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(原田立君) 以上で説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○原文兵衛君 まず、基本的な問題について若干お尋ねいたしますが、憲法十七条、国及び公共団体の賠償責任と憲法四十条、刑事補償とはどのような関係になっておるかということ。それから、憲法十七条によるものが国家賠償法で、憲法四十条によるものが刑事補償法だと思ふのでござい

ますが、両者の基本的な違いはどこにあるのかという点。さらに、刑事事件に関連しまして、刑事補償法の対象にはならないけれども国家賠償法の対象になるという場合があるのかどうか。これらのことについて御見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(田中伊三次君) 憲法十七条の国家賠償は、明文に明らかにしてありますように、国家並びに地方公務員の故意過失を原因としたし、損害賠償を認めていこうという考え方でござい

ます。これは、故意過失が証明される限り、算定をします。金額に何らの制限はないこと、もちろんでございます。しかるところ、憲法四十条による本件刑事補償という立場の場合には、故意過失を原因としない、不法行為を原因としない、ただ無罪の判決があつたという事実だけで、故意があるが過失がなかつたという事実だけで、故意に對して国家賠償を与えようというもので、同じく国家賠償は国家賠償でございます。

さらにもう一口つけ加えますと、金額に限界が設けてございます。故意過失を原因とする不法行為を必要としないかわりに、この改正案で申し上げますと、二十二百円という限度が設けてござ

います。これを定型化と、こうむずかしく役人は言うておるのでございますが、金額が定型化され

ておる、一定の金額をきめて刑事補償をしようという考え方でございます。こういう説明でわかりますように、故意過失を原因として、不法行為が立証できて請求をいたします場合には、刑事補償できめられた定型化された金額よりはるかに多くなる場合があるかと存じます。ものによりま

しょうが、そういうことがあろうかと思ひます。その場合においては、この定型化された範囲内において定められる刑事補償の金額を、故意過失が立証されて、不法行為に基づく損害賠償を請求する大きな額からこれを差し引きまして、その残額は、十七条に基づく国家賠償としてあらためて請求ができる、四十条で請求のできる金額より損害

が大きい場合には、損害が立証されます限りは、不法行為が立証されます限りは、十七条によって請求ができるのだと、こういう関係が両者の間に置かれておるものと、こう解釈をしております。

○原文兵衛君 刑事事件に関連して、刑事補償法の対象にはならない。いま大臣のお答えですと、故意過失がある場合に、刑事補償法の対象にもなるけれども、それ以上に損害額が大きい場合には、刑事補償法の対象になる金額を差し引いた額は国家賠償のほうで賠償するということですが、

という御説明をお伺いしたわけでございしますが、刑事補償法の対象にはならないで国家賠償法の対象になるという場合もあるんじゃないかと思ふのでございしますが、この点について、いかがなものでございましょうか。

○政府委員(安原美穂君) お尋ねの趣旨は、私、こう理解するのでございます。刑事補償法は、比較して申し上げると故意過失を問わない。抑留、拘禁を受けた者、適法に抑留、拘禁を受けた者が結果的に無罪になった者についての補償であつて、故意過失の存否を問わないという制度であると思ふれば、故意過失のある場合は国家賠償法であり、故意過失のない場合は刑事補償法ではないかとい

うことになる、全然刑事補償法の対象にはならないが国家賠償法の対象になるというように、區別して、対象によってはどちらかに行くんだとい
いと思われるのですけれども、それらは補償額の積算の根拠には入れてないのかという点について
お答えを願いたいと思います。

うことではないか」という御不審かと思ひます。が、刑事補償法の場合は故意過失を問わないわけでございますので、それは要件にはなりませんけれども、かりに実質的に故意過失がある場合であっても、刑事補償法の対象にはなり得る。ただし刑事補償法は、ただいま大臣が申し上げましたように、公平の原理から、故意過失のない場合でも、国民の負担にしておくのは受忍の義務を越えるというので、定型化された範囲において平均的な補償をするという制度でございますから、必ずしも全損害を補償することにはならない。全損害を補償してほしいという請求者にとっては、故意過失のある場合は国家賠償法によつて全損害の補償がされるというようない関係になるわけであります。したがひまして、故意過失の要件はありませんけれども、一般に無罪になった場合には、常に、抑留、拘禁された者は刑事補償法というルートで定額の補償を請求することができるといふふうに考えております。

そこで、具体的な問題といたしまして、国家賠償法の対象になった事件といたしましては、昭和三十五年以後、国が故意過失があつたというので敗訴した事件が四件ございます。その中には松川事件とか芦別事件とかいうような事件も入っております。そういう意味で、刑事補償の対象にはなり得るが国家賠償法の対象になった事件というものは、昭和三十五年以後に四件あるということもつけ加えて申し上げます。

いうことになるわけですが、これは、旧法当時におきます賃金とか物価とか、あるいは証人の日当の額とか、あるいは罰金を完納しない場合に判決で一日を幾らに換算して労役場に留置するといふあの換算の日額とかいうようなものをいろいろ考えまして、何と申ししましても、定型的、平均的な補償として、まあこの程度であれば一応類型的な定型的な補償としては一日分として相当であらうという常識的判断に基づいて、最終的にはき

○原文兵衛君 それでは、次に進みますが、抑留めたものであるということが言えるのでございます。そこで、その旧法当時から受け継いだ思想ですうつと最初からまいりまして、従来、昭和三十九

ドイツとかフランス、オーストリアなど外国の立法の例では、財産上の損害に根拠を置いているものが多いように思うのですが、日本の場合も同様に財産上の損害だけに根拠を置いているのかどうか、精神的あるいは肉体的な苦痛も非常に大きなに、昭和二十五年に制定された法律がその後三十九年に一度引き上げられ、四十三年にまた引き上げられたのでありますが、その当時の引き上げの根拠をいたしましては、そのそれぞれの改正法の制定当時におきます賃金や物価の平均上昇率を

考慮してきめたものでございます。ついでに、今度なげ千三百円から二千二百円に最高額がなつたかということを御説明申し上げますと、昭和四十

に根拠を置いているんじゃないかと思ひます。どうでございましょうか。なお、ついでにもう一つお伺いしておきますが、いままでの数回の改正で

三年に現在の千三百円になったのでございましてその後におきますところの賃金、物価の変動をながめまして、昭和四十三年を一〇〇としたした場合におきますところの昭和四十八年の推定指数を考えまして、賃金関係では、全産業常用労働

は、そのつど補償額の基準日額は下限のほうも引き上げられたのでございますが、今回の改正では上限だけが引き上げられて、下限は据え置かれているんですけれども、その理由はどこにあるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

者の一日平均現金給与額が二〇五・四、物価関係では、推定の上昇率といいますが、推定指数が、全国消費者物価が一二三・七という数字にあるという推定のもとに、これらの数値を平均化したしますと一六九・六となるということで、現在の最高額にこの一六九・六をのけてまして、大体二千二百円ということに上げるのが今日の賃金、物価の状況から見て相当であるということ、この二千二百円という数字が出たわけでございます。どこまでも、先ほど申しましたように、精神上、財産上の損害を定型的に補償するとすれば、常識的にこの程度でよろうという線でございますので、必ずしも明確に賃金や物価にスライドしなければならぬものではないのであります。が、やはり精神上、物質上の損害をお金で換算するといえますれば、貨幣価値の変動というものをある程度考慮しなければならぬということで、今日二千二百円が相当であろうということに相なった次第でございます。

○政府委員（安原美穂君） 御指摘のように、従来の改正にあたりましては、下限につきましても、賃金や物価の上昇率等を勘案いたしまして引き上げを行なってきたのでございます。しかしながら、実際に決定された補償金額の中を見ますと裁判所の裁量によりまして、現行法の日額の下限でございます六百元で決定されているものがしばしば見受けられるのでございまして、その内容を検討してみますと、そのような最低額で補償された者の中身を見ますと、抑留または拘禁の前後を通じまして、いわゆる定職がない、収入が皆無であるため、抑留または拘禁によって財産上の損害をこうむることがなかったと認められるような者とか、あるいは精神障害や飲酒による異常な状態のため責任能力がないと認められた者等の特別の事情のある場合が多いのでございまして、いまの典型的な例といたしまして、精神障害や飲酒による異常な状態で責任無能力ということで無罪になるわけでありますが、そういう結果

○原文兵衛君 精神上、財産上の損害、両者をやはり補償するという考え方が含まれているという御説明でございましたけれども、しかし、まあ数回の改正、すべて賃金の上昇率とかあるいは物価の上昇率とかいうようなものを根拠にして改正を無罪になった者を、憲法の四十条は無罪の中身を區別しておりませんので、一応補償の請求の対象になる、しかしながら、そういう者に高額の補償をするということはいかにも国民の感情に反するということが言えるのでございます。

しているんであつて、また、精神上の損害というものが一応考えられていることになりましたと、これは必ずしも身柄拘束の場合だけでなくというふうに思います。私は、どうもやはり日本のこの刑事補償法の場合も、抽象的には精神上ということも言えるかもしれませんが、実際はこれにはやはり財産上の損害ということでもつて、そこ

この点につきましては、衆議院の法務委員会におきまして、公明党の山田議員から御指摘がございまして、旧法と同じように、責任無能力のような場合には補償しないようにしてはどうか、それが国民感情にマッチするんじゃないかという議論も前の改正のときにはあつたわけであります。そういう意味で、今回は、そういう御議論もある

○原文兵衛君　そうしますと、それはやっぱりその特別の、ある年には何かばかに多かったですり、ある年には少なかつたりというのは、その年の裁判ですね、あるいは抑留、拘禁の決定が非常に適正でない年があつたとか何とかいうこともあまり関係しないのか。まあそれが私、どうも大体こう

執行による補償を、今度の改正案では三百万円から五百万円に改正するということになっており、さすが、その理由はどこにあるのかということですが、死刑の場合の補償は、抑留または拘禁等に対する補償とはその根拠がおのずから違うんじゃないかかと思うんですが、その点についての見解を承りました。

による補償とは考え方を少し変えておりまして、補償の内容を規定しております四条の三項に「ごいますように、死刑の執行による補償におきましては、現在は三百万円ですが、これを五百万円にしようとするわけですが、「五百万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。但し、

裁量にまかすべきではないかという衡議論もあるわけで、ごもつともなことと思ひますけれども、一応われわれの考えでは、先ほど申しましたように慰謝料——故意過失のない場合といたしまして、裁判所の裁量に全部まかせるよりも、定型的なものとしては慰謝料としてこの程度の上限は

きめておいたほうがよいであろうということ、つまり、何と申しますか、この補償の決定に対しては、後ほど請求人から異議の申し立てが決定に對してき得るというようなこともございいますので、一応裁判所の判断の基準になります最高限はきめておいたほうが、異議の申し立てをするというようなことを認めておる関係からもベターではないかということで、無限定にはしなかったのではありません。しかしながら、下限につきましては別途配慮いたしまして、普通の場合とは違って死刑の場合であるから、死刑の場合の慰謝料の最低限をきめるということは、いかにも、場合によっては一番下のたとえば百万円でもいいというように判断を、命を奪った場合においても慰謝料としては最低は百万円でもいいという意味で、ある意味で命の慰謝料の最低限をきめるということが必ずしも立法上妥当ではなからうというように配慮から、最低限については裁判所の判断にまかすというこのほうがよろうというように立法政策から、下限はきめなかつたということに相なるわけでありまして、続いて、今度三百万円を五百万円にした理由でございしますが、もともとこの法律をつくり出すときに、死刑の補償、特に慰謝料としてどの程度が相当であるかということ、どうも計数的な根拠がなく、もっぱら、この程度であれば一応定型的な補償としては相当であろうという常識的判断からきめられて今日に至つておるわけでありまして、これもまた、それを前提としますと、今度の改正は、やはり昭和四十三年に三百万円に引き上げた、その後の貨幣価値の変動等を考慮いたしまして、まことに計数上の根拠は明確ではございませんけれども、五百万円程度で一応常識的には慰謝料としては妥当であろうという判断でやつたのでありますが、一応横ににらんだものといたしましては、最近の交通事故によりまして死亡を理由とする損害賠償事件におきます慰謝料の額がおおむね五百万円以下で認められておるといふ裁判の実例を横ににらみまして、五百万円とするのが一応妥当であろうという判断に達した

次第でございいます。

○原文兵衛君 昭和四十八会計年度分としての刑事補償の予算上の措置についてお伺いしますが、補償額の上限を引き上げましたのに、四十八年度は、刑事補償の予算は二百七十三万三千円と計上されておりました、前年度の予算額二千二百六十六万六千円に比較してむしろ減つておるわけでございますが、どうして、この上限が引き上げられたのに、予算上の措置としては前年度より減少しているか、ちよつと私もよくわからないのですが、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) 実は予算の請求は、これを執行いたします裁判所事務総局から請求をいたしますので、必ずしも明確に計数の根拠を説明する能力を持たないもので恐縮でございしますけれども、一応裁判所当局から伺つておりますところの予算の請求のしかたを聞いてみますと、確かに、御指摘のように四十七年度におきまして、刑事補償の予算額は二千二百七十三万三千円、四十八年度は二千二百七十三万三千円、約八百万ほど減つております。それはどうも、裁判所の予算の請求のしかた、従来からの請求のしかたが、二年前におきましてところの刑事補償の支出実績というものを一つの基準にいたしまして、したがつて四十七年度の場合には、先ほど原先生の御指摘の、多かつたという四十五年度の支出実績を基準にいたしまして、それから、むづかしい計算でございしますが、事件率というものが一応公式化されてございします。その事件率をかけるという方法で予算の積算をしておるわけです。したがつて、四十七年度は、四十五年というわりに多かつた年の支出実績に事件率をかけた。ところが今度の予算は、四十六年という減つております支出実績、四十六年の支出実績に事件率をかけたという結果、このような数字がオートマチックに出ておるというところでございまして、これはこの限度で刑事補償を執行するものではなくて、これは裁判費の中にありますので、その裁判費の中で、不足の場合には流用するとか、場合によっては予備費の要

求をするということ、決してこのワケの中で、刑事補償をすべき最大限がこのワケではなくて、そのワケは当然に破つて適正な補償ができるというふうに理解しておりますし、そのように裁判所当局も申しております。

○原文兵衛君 刑事補償法と類似したものに、大臣訓令による被疑者補償規程というのがあると思ひますが、この被疑者補償金の補償額、これは現在の刑事補償法と同じ一日三千三百円が最高額になっていると思うわけですが、この被疑者補償規程による補償金の最高額も、刑事補償法の改正が成立しますとそれに準じて引き上げる、そういうふうな予算措置をとられるのかどうか、この点について、お伺いしたいと思います。なお、この被疑者補償規程というものは大臣訓令になつておるのですが、法律によるものではないのでございしますが、どうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) 被疑者補償規程、御指摘のように大臣訓令によりまして被疑者補償規程の補償の最高額に引き上げまして、今度この刑事補償法の改正法案が成立を見ました場合におきましては、現在最高が一日三千三百円となつておるのを、刑事補償法と同じように二千二百円に引き上げる予定でございまして、あらかじめ昭和四十八年度予算におきまして、それを根拠にいたしまして予算の要求をし、現に認められておるところでございします。

それから、被疑者補償規程は法律ではなくて大臣訓令によるのであるが、これを法律上の制度とする必要があるのではないかという御指摘でございまして、まことにございともなところもあるわけでございしますけれども、私も、以下に申し述べますような事情から、どうもこれを法律の制度の中に取り入れる、法律とすることにございましては問題があるというふうに考えておるの

ございします。まず、被疑者補償をいたします場合は、この第二条、被疑者補償規程の第二条に書いてございすように、「検察官は、被疑者として抑留又は拘

禁を受けた者につき、公訴を提起しない処分があつた場合において、その者が罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由があるときは、抑留又は拘禁による補償をすることができるとしたがつて、補償の内容をいたしましては、不起訴処分をした場合で、しかもその者が罪を犯さなかつたと認めるに足る十分な事由があるというところで、検察官の処分におきましてはいろいろの処分がございしますが、いわゆる不起訴処分の中には、一番多いのは、犯罪の成立は認められるけれども刑罰を科する必要があるというところ不起訴にいたします起訴猶予処分がほとんど、八〇%以上を占めておりますが、そういう場合ではなくて、犯罪を認めるに足る証拠がない、つまり犯罪の嫌疑がない、あるいは行つたことは犯罪と言われておるが、調べてみるとそれは罪にならないんだ、典型的な例は人違いというようにございまして、不起訴処分の中でも、われわれの理由といたしまし罪とならずと嫌疑がないというように不起訴処分の場合に、被疑者補償ということが問題になるわけでありまして。

ところで、検察官の不起訴処分というものは、いわば裁判の判決というふうなものではないと、それ自体確定的な処分ではございしません。そこで、法律化したしといたしまして、どうしてもこれは被疑者で不起訴になつた者に被疑者補償請求権という権利を認めざるを得ないのであります。が、権利として認めるとすれば、その対象となる処分も確定的な力を持つ処分である必要があるのではないかと申すに思はれる。ところが検察官の不起訴処分というものは公の確定力を持つものではない。たとえば捜査をしておりまして、新たな証拠が発見される——これ以上完全な捜査を遂げても、もうこの程度の事案では起訴するに値しないと考えられますような場合には、最終的に事実関係や被疑者の責任の有無を確定するまでの捜査を行ないませんで、しかもそういうことが被疑者にとつても利益でございしますために、完全な捜査を遂げることなく不起訴処分にする場合があ

るのでございます。したがって被疑者の無実を確定するところまでの捜査を遂げないで不起訴処分にするというふうなことがあるわけでございまして、不起訴処分はいわば中間的な処分、証拠が見つかればまた起訴するというふうなことを認められておる、いわば中間的な処分である、確定的な処分ではない。そういう不確定なものを請求権というものの発生の原因とすることに問題があるというのが一つと、もう一つは、被疑者に補償請求を認めるためには、罪とならず、あるいは嫌疑なしということ、罪を犯したと疑うに足る理由がないというふうな場合であるといいたしますが、検察官のほうでは、それはそうではなくて、まだ嫌疑はあるかもしれないが不十分である、あるいは起訴を猶予するんだということでは不起訴処分にする、しかし請求する側としては、おれは起訴猶予ではなくて嫌疑なしなんだということを思うかもしれない。そういうことも含めて、客観的にはそういう検察官の不起訴処分、真実は無実であるというのを争いたい、争わされる余地を残しておかないと、請求権としては、制度としては十全でないということになるわけで、そうなりますと、いわば検察官の不起訴処分を常に裁判所に持ち出して、裁判所によってその検察官の不起訴処分の当否の判断を求めさせるといような制度をつくらなければならぬということになるわけです。

ところでわが国の刑事訴訟法は、検察審査会による不起訴処分のチェックとか、あるいは例外といたしまして、公務員による職権乱用罪による準起訴手続という検察官によらざる起訴が例外的に認められておりますけれども、原則として検察官が公訴権を独占する。そういう意味におきまして、不起訴処分は検察官の専権にすることということで、必ずしも裁判所の判断を求める必要はないというふうに、公訴権の独占という制度を現実に刑事訴訟法はとっております。このために対しまして、いまのような請求権を認めるというふうなことは、不起訴処分をすべて裁判所の判断の対象にすると

いうことでありまして、刑事訴訟法上の重大変更になるというふうなことを考えております。

そういう意味で、検察官の不起訴処分の性格、あるいは現在の訴訟法のたてまえ、それからもつと具体的に、いまでも事件の負担が多い裁判所にさらにこういう問題について審理をさせる、負担をかけるというふうな問題、いろんなことを考えまして、私どももいたしましては、これを法律上の制度とするということには消極であるという結論で今日まで至っております次第でございます。

○原文兵衛君 了解しました。

それでは最後に、衆議院の法務委員会に、社会党から、いわゆる非拘禁者——拘禁されない者に對する刑事補償について提案されているというふうな同僚の御意見を伺い、この問題について政府はどのようにお考えになつていらつしやるのか、その点を伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三次君) 身柄の拘束のない場合、無罪となつた場合には、現行の刑事補償法改正のこの法律によりましては、補償はできないことになるわけですが、そこで社会党からは、非拘禁の場合でも賠償すべきだと、無罪なれば賠償せよという意味の法案が提出されております。そこで私の意見は、数年前法務省に参つておりました当時の私の答弁もございまして、そういう場合も、金額の差はあることは、これは別論といたしまして、金額の差はあろうけれども、賠償の刑事賠償の道を講ずべきだと、そう考へるという答弁が数年前にございまして、で、今回は、本法の改正を問題としておりますときに、重ねて私が法務省に出てきたということでございます。同様の考え、いまも変わりはないのでございまして、拘禁されてゐる場合においてはたいへんはなはだしい不利益をこうむるのであるけれども、拘禁されていない場合といへども、刑事裁判にかけられて、そして調べてみた結果は事実がなかった、無罪であつた、こういう場合に、これを全く不問にしておくことは、当を得ない。これはやはり金額は別論としまして、

国家の賠償は制度として考へるべきものである、というふうなことを考へておりました、この点を十二月末就任以来ずっと検討をしてみたのでございしますが、今日の段階においては、この身柄拘束の場合にまでこの刑事補償規定を拡張適用していくという点には無理がある、こういうことが結論となつたわけでございします。

本来は、先ほどもちよつと言及いたしましたように、憲法十七条によつて国家賠償は取れる。しかしそれは、故意過失を原因とする不法行為が成立をするということを立証しなければ取れないわけですが、そういうむずかしい手続を踏まなければならぬ。しかしながら、刑事補償の場合は、身柄を拘束されておるという気の毒な、はなはだしき不利益を受けておる人の場合のみ、不法行為は必要がないのだ、判決で無罪になりさえすれば賠償が受けられるのだという特別の計らいをしておるの、この補償法の現行の規定である。身柄を拘束されておるという点に強い不利益、はなはだしき不利益というものを認めての制度であるから、身柄拘束の場合にまでこれを適用することに行き過ぎである、こういうことが早急の場面の結論として出てまいりました。

私もこれに抗することができませんで、それでは現行法の金額を、上限を引き上げる程度に改正を一応やろう、これを不拘束の場合にまで適用するためにはなお時間がかかり、検討の要がある、引き続きその点は検討する、とりあえず、中間的であるけれども、現行法の例にならつて上限だけを引上げようじゃないかということが、ありのままに申し上げますと、検討の結論となつたわけでございます。御質問の御趣旨には私も賛成をしております。法務省もこれを否定をしておらないわけでございます。

○後藤義隆君 ちよつと関連して。いま法務大臣からちよつとお話があつたのでありますが、憲法の十七条には損害の賠償とあつて、そうして四十条には補償とあつて、違ふのだが、それはさつきのあなたの御答弁では、両方一緒の、あたかも一

緒のようなふうなことを使つて、補償というふうなことを使つておつたが、その間にはどんな違いがあるでしょうか、その点をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(田中伊三次君) 賠償と十七条が申し出ておりますのは、これは故意過失を原因とする不法行為、それを立証せしめて、そうしてこれによつて国家が損害の賠償をするというその趣旨であることは明らかでございます。しかるところ、そういう賠償の例外的例外をつくらう、そうして国家が積極的に補償的態度でいくのだ、賠償でなく補償である限りにおいては、限度がなければ困るというところで、金額に限界を設けておる。金額に限界を設けた補償をするのだ。その限界以上の国家賠償を必要とする場合には、十七条によつて故意過失の立証をしてもらいたい、こういうその趣旨が違ひであらうかと存じます。

○後藤義隆君 刑事局長にちよつとお伺ひします。この刑事補償法のこの第四条の第一項ですね、これはまあ抑留、拘禁を受けておつて、その日数に應じて補償するわけでありまして、これはもちろん生存者を主体にするものだと思ふのですが、ところが第三項では、死刑執行の場合の、それに対する補償額ですがね。死刑執行する前に、相当長い期間まあ拘禁、抑留をされておつたというときには、その部分はやっぱり加算するのですか、せないので、それはどうなんですか。

○政府委員(安原美穂君) 後藤先生御推察のとおり、加算するのでございます。未決の勾留、抑留は一項で差し上げて、死刑の執行そのものによる補償として二項が働く、かようなこととございします。

○白木義一郎君 最初に、この本法の刑事補償を請求できる権利の人が現在どの程度いるか、あるいはこの数年間のその内訳、それをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。で、それについて現実に現在、この補償を請求している現況も合わせてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(安原美穂君) 白木先生御指摘のとおり

り、刑事補償を請求できる人というのは、代表的な事例としては、抑留、拘禁を未決の場合に受けて、そして通常手続で無罪になった、あるいは再審、非常上告で無罪になったという人が請求権者になるわけなんです。したがって、ただ無罪になっただけじゃなくて、未決の拘留、拘禁を受けた、そして受けた人で無罪になったという人でなければならぬわけでございますが、実は抑留、拘禁を受けておいて無罪になった人の数というのは的確に把握できておりませんで、無罪になった人といましては、無罪の確定人員だけは、昭和四十二年は四百四十四人であり、昭和四十三年は四百九十九人であり、一番最近の統計では、昭和四十六年は四百六十四人であったという数字は出ております。そこで、そういう人で身体拘束を受けた者がどれくらいあるであろうかということ、精密な統計ではございませんけれども、従来の実績から推定をいたしまして、たとえば罪名別の起訴のときにおける身体拘束率というものを一応調べてみたところから、無罪の確定をした人で身体拘束を受けた人がどれくらいあるだろうかとということ、一応の推定のような推計でございますが、見ますと、大体無罪になった者の約五割が身体拘束を受けたのではないかとこのように認められるのでございます。そこで、その毎年あげております数字の五割の人が、請求する一応の権利を持つておるのではないかとこのように認められるのであります。

そういう拘束率ということを別にいたしまして、私どもの明確にわかつておる統計の数字から見ますと、この昭和四十二年から四十六年までの無罪確定人員のうちで現実に補償の請求をされた方は、これははっきりと統計に出ておりますが、二〇・二％、つまり無罪を受けた人の二割が請求を現実になさつておる。そして裁判所の、補償の請求に対して補償を認めた率は九四・九％、そのほかは、理由がないとか、あるいは期間を経過したのちにやつたかというようなことで却下、棄却になっておりますが、九四・九％は認められ

ておるというのが統計上の数字です。

したがって、先ほど申しましたように、どれだけ拘束を受けておるかが必ずしも正確な統計がないので、何とも申しわけないんですが、無罪になった者の二割が請求をしておるというところは、いかにも請求の率としては低いように見られる。その理由は何かというところは、どうもはっきりしないわけでありまして、先ほどの推計から申しまして、被告人の中に、身体を拘束されたい裁判を受けて無罪になった者が少なくとも五割はあるのではないかと、あるいは拘束を受けたけれども非常な短期間の拘束に終わったので、わざわざ補償の請求しない者が相当多いのではないかと、いうようなことから、こういう数字になったのではなかろうかという推察を一応われわれとしてはしておる次第でございますが、何ぶん明確な統計がないので申しわけございませんが、現在わかっているところはさようなことでございます。

○白木義一郎君 そうしますと、この補償法というのは、内容は、いづれにしても無罪になった、拘禁された、その人の損害について補償しよう。無罪までは相当な時間をかけて努力をかけて裁判その他を行なつていくわけですが、それが無罪になつてしまつて、これは請求をしなれば補償されないような問題なのか。あるいは、これはいろいろやつてみたけれども結局あなたは無罪で、文句があるなら請求をしない、そうすればまた考えようじゃないかというふうな精神でできた法律なのか。あるいは、長い間お気の毒でした、それについてはいろいろ、十分とまではいかないけれども、こういう補償をいたしましょうというふうなものなのか。それからさらに、まあいまのお話だと、請求をしなくちゃならない。請求したとすると、その損害を請求する方法あるいは期間、あるいは、今度は補償する側のほうの立場でこれをどのように処理していくのか、その辺を御説明願いたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) 憲法上の補償の制度として、それを受けまして、刑事補償法が、無罪を受けた者の請求権という形で、権利としてこれを認めておりわけでありまして、その権利の行使をしたいという者が請求をするということがたてまえでございまして、請求がないのに補償するということにはなつておらないのであります。ところで、そういう請求ができるということを知らないでおる人がおつてはいけないということでございますが、この点については、十分に広報もいたしておりますし、現に、現実の問題といたしまして無罪になる者のほとんどにつきましては、弁護士である弁護士がついておるわけでありまして、また補償を決定いたしました場合には、請求人の申し立てによりまして官報、新聞紙に公示するところになつておりますので、私どもの考えるところでは、刑事補償制度を知らなかつたから請求しないのだというところではないというふうなことを考へております。請求の手続でございますが、これも、簡単な理由を記載した、結局私は無罪になった、抑留、拘禁をこれだけ受けたということを書いて請求書を出せばいいということ、それ以上の立証も何も要らない。国家賠償のときとは違ひまして、きわめて簡単な請求書を出せばいいということであり、立証もほとんど要らないということでございます。請求手続もそう簡単ではない、シンプルなものでございますから、手続のゆゑに請求をしなかつたということもないというふうな考へておりますので、私どものほうとしては、周知徹底もあり、手続も簡便であり、制度自体が請求を妨げておるというふうには考へておりません。

○白木義一郎君 大臣、どうですかね、この問題は、私どもは、ひとつの犯罪があつた、それについて国家権力がこれを取り調べた、いろいろ取り調べの結果無罪になつた。あなたには権利があるんですが、さらに、この被害を受けるほうの立場とすればえらい迷惑するわけですね。それについて、文句があるなら言つてきなさい、法律で補償しますよというの、ちよつと私はいただけなわけですね。むしろこういったような問題は、その時点において、いろいろ経過をたどつて、あなたは無罪です、たいへん御苦労さまでした、ついでには、御迷惑をかけたから、こういう範囲で補償をさせていただきますというのがまあ普通一般社会の礼儀です。いまの説明によりますと、当然請求権があるから、これは簡単な方法で請求ができるんだから、請求されれば補償します、あとの人は、知らなかつたんだか何だかわからないけれども、まあ言つておなればいい、こういうふうなことに伺えるわけですね。非常に事務的な、血も涙もないというふうな聞こえるんですが、その点は大分どうでしょうか。

○国務大臣(田中伊三三君) もとより事務官でございますから、事務的にお答えを申し上げたのでございます。これは本来は、十七条の国家賠償と、四十条の国家補償、この国家補償に右へならえをしております。法務大臣訓令による被疑者賠償、何のためにこういうことをやっておるのかといへば、これは人権尊重ということが最大の眼目でございます。人権尊重のたてまえをとるならば、こういう制度は当然なければならぬということになるわけでございます。

そこで第二段として、お尋ねがありますから、申し上げるのですが、それではその官尊民

では法務大臣としてやむを得ない。官尊民卑の思想の織り込まれた法律であるけれども、諸般の情勢でやむを得ない、将来において検討するということとは、自民党政府は官尊民卑の法律を相変わらず施行していく、こういうことになるんですか。もし法務大臣がほんとうにそう思われるなら、少なくともあなたの権限においてのこの法律、これは、法務省関係の問題は極力これを改正していく、とありえず、これは私はそう思うから、この改正は今回は取りやめる、すみやかに検討する、こうおっしゃっていただくと、私たちは納得するんですがね。天下の法務大臣が、これはまことに現代に合わない法律だ、だけれども、私はやる意見はな

はないよりあるほうがいいでしょう。このことと
ろをおかみ分けをいただければ、そんなに自民党が
どうかとかこうとか仰せをいただくようなものでは
なからう。理想の姿にしていくために検討したい。
検討の結果を見て改善、改正が行なわれていく。
それまでは現行法が適用されていく。とりあえず
現行法の改正は金額だけでございますが、金額の
上限だけの改正をお許しをいただきたい。何もお

人間の生命というものは地球よりも重いと言われるような人もおりますし、そのとおりだと思いますが、そうしますと、全地球の財産をもつても生命はあがなえないということからいいますと、この金額はともかくとして、こういつたような法律の条文というのは、ちよつとこれもわれわれと

して考えなくちゃならない。もちろん最終的には、その補償は何で補償するかということになると、金額ということにはなるんでしょうけれども、いわゆる寄つてたかつてなりのものにしちゃった、なぶり殺しにしちゃった、国が、国家権力がですね。交通事故やなんかと全然違うわけです。こっちもそのつもりはないし、走っているほうもそのつもりはないけれども、出会いがしらにひき殺したという事件の補償とは全然性質が違う、こう思うんですが。その点いかがでしょうか。

○国務大臣(田中伊三次君) お尋ねの御趣旨は、一体死刑の執行ということはないへんではないかというおことばに帰するのではないかと。私もそう思うんです。これはやりぞこなうたいへんなことになる。先生おことばのように、やりぞこないが一度もなかつたからいいようなものだけれども、将来はやりぞこないが起ころぬものとは言えないという御心配、私、高度の人権尊重のためえからいいますと、これはもう人権上の最大の問題だと思ふのです。

そこで、実際問題はやりぞこないがあらうかという、日本の死刑の執行のやり方にはやりぞこないはございせん。ございせんということはどこを押したら言えるのかという、とにかく裁判は三審制度で裁判を行ないます。三審に行かないで途中で、三審で終わる場合、一審で死刑が確定する場合もありませんけれども、これは本人の意見でございせん。本人の意思にそぐわぬ場合においては三審まで行つて、三審で死刑がきまる。きまつたものはすぐ執行するという段階には入らないのです。いままでの統計からこれを申し上げますと、私の記憶に間違いがなければ、大抵死刑が確定をいたしましてから死刑を執行いたしますまでの間三審前後を経過してゐる。これは平均三審前後を経過してゐる。その間慎重に検討をしてゐる。何を検討しつゝおるのかという、判決の書類の中身を精査をいたしまして、非常上告の道がないかどうか。つまり、法令に違反をする判

決が行なわれておるということがないかどうか。それから、恩赦によつて救う道はなからうか。もう一つ大事なことは、再審制度にかけて救済を余地はなからうか。刑事訴訟法、刑事法規のあらゆる面からこれを検討を加へ、時間をかけて、二年も三年もかかつて書類精査をいたしまして、そうして法務大臣の手に、死刑の執行はいかがですかということを待つてくるといふことが筋でございせん。

また、法務大臣の手に来しましたものには、すぐにじゅずを持つつサインをしておるように新聞は書いてありますが、そうではございせん。いま言いましたようなあらゆる事柄について、十分、専門家を呼びまして、記録を前に置きまして、これに検討に検討を加えて、人間の知恵、人間の見通し、人間の判断ではこれ以上道がないというところまで慎重なる態度で検討を加へました結果、これに對しまして死刑執行のサインをしておるといふことが現状でございせんから、私はぜひいろいろな死刑の執行にサインをいたしましたが、ちゅうちよく簡単にやつてゐる、軽々にやつてゐるという筋ではございせんので、以上のような経過をたどつておるところから見まして、わが国の制度としての死刑の執行というものに誤りのあらうはずはない、人間として尽くす限りの努力と苦心を重ねて最後に死刑の執行をしておるものでございせん。それゆゑに、過去を見ましても、先生のおことばにもありますように、過去にあやまちはなかつた、今後あやまちはない。

そんなら制度は要らぬやないかということになると、そうでありませんで、制度としてはやはりつくつておかなければならぬ。制度をつくつておくらば、だんだんと経済的情勢の変化に伴はばならぬのでこの改正をお願いしてゐる、こういう事情であることを御理解をいただきたいと思ひます。

○白木義一郎君 それでは、まだまだこの点につ

いてはまたいろいろ将来とも法務大臣にお伺いしたい点は一ぱいありますけれども、一応いまのお考えをもとにして、先ほどの御意見も含めて、こういうような立法の精神というものは大いに検討し、改正していかねばならぬという御趣旨と承つて、きょうは私の質問はこれで終わります。

○後藤義隆君 いまの関連してお聞きするわけですが、刑事補償法で、無罪の判決を言い渡すときに、その裁判所が補償金額までもそこで言い渡すというふうなことがよいのではないかと、そうすべきではないかという御趣旨の質問があつたのに対して、それに対して法務大臣は、やはり自分もそういうふうなぐあいには考えないこともないけれども、これは官尊民卑の残滓であつて現在のやうな状態になつておるんだというやうな、大抵そういうやうな御趣旨の御答弁があつたわけですがね。私は、いま言うやうなふうには、無罪の判決をされた裁判所が補償金額までも同時に言い渡すというところは必ずしも反対はありませんで。しかし、いま法務大臣の申されたやうなふうには、この現行の制度が官尊民卑の残滓であるのかどうかという点について、私は非常に疑問があります。それは、いま一番問題になつておるこの法律の根本は憲法の四十条であります。これには「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を要求することができる。」と。国にその補償を要求することができると。そして、国が支払わなければならぬというのを書いてなしに、いわゆる「無罪の判決を受けたほうから『求めることができる』というのを書いてある。この憲法は、すなわち、私は官尊民卑の憲法ではないと思つておる。そして、これはやはり民主主義に基づくところの憲法であつて、これに明らかに、いわゆる無罪の判決を受けた者のほうから請求することができると書いてあるから、私はそれでも、判決を言い渡すと同時に補償金額までも言い渡すことは別に反対ではありません。しかし、それが同時

に言い渡さないから、それで直ちにこれは官尊民卑の残滓だというやうなふうには片づけてしまふことはどうかと思ふんですが、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(田中伊三次君) 具体的な改正案の条項自体で、私の発言をめぐりましていろいろ御判断をいただいて恐縮に存じます。ありのまゝに申し上げますと、私は、先ほどのお尋ねのように、いやしくも身柄を拘束して人を取り調べ、裁判にかけた、裁判の結果無罪になつたという事件です。人権の侵犯といふ点から申しますと、これ以上の人権侵犯はございせん。受けた本人の不名誉は、これ以上の不名誉は人間社会にはない。これはまことに残酷な結果でございせん。そういうものを請求を待たずして国が——金額まできめてある。幾らでもやるといふてない。一定のかつてにきめた自分の金額でございせん。国がきめた。その金額の限界における金ぐらひは、請求手続を踏まなくとも裁判所がやつたらいいじゃないかと、私はそういうふうには昔から思つております。それは当然のことだ。憲法には、請求することができると書いてあるけれども、憲法は基本的人権に對しましては、全世界に類例を見ざるほどの高度の人権保障をしてゐるのがわが国の憲法の実態でございせん。そういう憲法の条章からいへば、もう当然に国がやるべきものだ、こういう考えがあるんです。しかるに請求云々と、こういうことに制度がなつておりました。請求しなければならぬ。たつた二割しか請求した者がなく、こういうことなんです。二割の中で九割五分しかくれないのです。こういう一体実態というものはあまり感心しないものだ。こういう制度をとつておるといふのは、これは官尊民卑の思想の残滓だと、私はそういうふうには思ふのです。しかし、大臣がそういう言つてけしからぬやないかというふうにお考えにならぬとも限りませんが、大臣だつて自分の所見は言つていいんです。よつて、検討はするんだ。しかし、検討ができ上がるまではこの制度でいくよりしかたがない。この制度でいく

とすれば、経済の情勢に従って上限を上げる以外にないということとこれを提出しておるという打ち明け話をしておるのですから、私は一向差しつかえのない発言のように思うのですが、しかし、せつかくのおしかりでございしますから、よく考えてみることにいたします。

○佐々木静子君 大臣に、いまの点でございします、大臣のおっしゃることはまことにごもっともと申します、これは本来国がやっていたたかなくちやならないと思うわけなのでございします。これは大臣も実務家でいらつしやるから御経験があるの、その請求をする苦勞というものを十分御承知の上でおっしゃつていただいていると思うのでございします、私も、数は少のうございします、この刑事補償の請求というものをつくつたことがございまして、これもサンプルにきよう持つてきたようなわけなのでございします、これは無罪判決が確定してから、大事件ですと、膨大な記録をもう一度請求人において全部精査しまして、そして間違いないように、何月何日にどういことがあつたということを全部まとめて請求するわけがございまして、これは実際何割かの人しか請求しないということとございします、事実上できかないというのがほとんどと思うわけなのでございします。そういう意味で、これは国のやつた事柄によつてそういう事態が起こっているわけがございしますから、いろいろと官尊民卑の残滓とかで、御苦勞は多いと思ひますけれども、せひとも前向き姿勢で取り組んでいただきたい。このことを特別にお願い申し上げるわけです。簡単にその件について重ねて御所信をお願いいたします。

○国務大臣(田中伊三次君) せつかくの御意見でございします。私もそのとおり存じますので、真剣に検討いたします。

○委員長(原田立君) 本案に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員長(原田立君) 次に、検査及び裁判の運営

等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○佐々木静子君 時間がありますので、簡単に質問させていただきます。

先ほど来大臣からも、人権尊重の問題についていろいろと御所信を承つたわけがございします、大臣は、別件逮捕という問題について、そういうことがよく問題になるわけがございします、どういおうお考えを持つていらつしやるのか、ちよつと御所信を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三次君) 私は、一口に結論を先に申し上げますと、別件逮捕と世間に言われております意味で別件逮捕を行なうこと、誤りだと、間違ひだと、こう考えております。それと、間違ったといひのか悪いのか、いろいろ差しあわりのあるところもございします、私はそういうふうな考えております。

そこで、別件逮捕の内容でございします、大事件の捜査をするために小事件について逮捕をするというところが別件逮捕のようになつておる、ある事件を調べたところ、ところが、ある事柄が出てきた。これは大事件だ、小さい事件を取り調べておつたところ、大事件が発覚をしてきたというその事件の場合は、別件逮捕とは言わぬやうでございします。もとより、大きな事件をねらつて小さな事件について身柄の拘束を行なうことを別件逮捕と言つておるやうでございします。そういう考え方、そういう捜査は、これは人権尊重のわが国の憲法の条章に照らしまして、やがて悪い。わが国の憲法は、その意味の逮捕をめぐる人権尊重をいたしますために、本来法律で定めればよい程度のもを憲法の条章にまでこれを明定をいたしまして、規定を置いておるわけがございします。

こういう規定は、全世界どの国の憲法にも前例がございしません。前例がないほどに人権尊重、逮捕をめぐりましては憲法の規定にまでこれを取り上げておるといふのがわが国の憲法でございします。そういう条章から申しますと、いわゆる別件逮捕

は誤りです。これは間違ひである、これはやめねばならぬ、こういうふうな考えております。

○佐々木静子君 大臣からたいへん心強い御所信を伺ひまして、ありがとうございます。

それでは、警察の方、お越しになつていらつしたちよつと伺ひたいのでございします、昭和四十六年の六月十三日に、大阪の城東区の公園森之宮の高層団地のエレベーターの中でフアッシュンデザイナー・アドバイザー富永秋子こと夫英善という人が何者かによつて殺害されたという事件の捜査にお当たりになつたこと、警察のほうで捜査されたことがございします。

○説明員(小林朴君) ございします。

○佐々木静子君 これが当時非常にセンセーショナルな事件として広く報道され、犯人が見つからないというところで警察でもたいへんに御苦勞なされたというわけがございします、この容疑者として、この殺された夫さんの婚約者であるところの李尚教という青年をお調べになつたことがありまふか。

○説明員(小林朴君) ございします。

○佐々木静子君 この李尚教は、御捜査の結果、本人が犯人でないということがわかつたわけがございします。

○説明員(小林朴君) これは、被害者の婚約者というところで李という、まあ参考人でございします、この人との関係をいろいろ調べておりました

ところ、被害者のほうの親元のほうでは、そんな婚約をした事実はないとか、いろいろと食い違ひがあるわけがございします。

〔委員長退席、理事白木義一郎君着席〕

そこで、本人を参考人として調べたいというふうなことで思つておりましたところ、この御本人が、四十七年の一月二十四日でございしますけれども、父親に付き添われまして、当時事件をやつておりました城東警察署の捜査本部に出頭をいたしましたわけがございします。それで、一応事情を聞きまして、ところが、婚約事実等につきましていろいろと食い違ひが明らかになりまして、本件については容疑がないというふうになつたわけがございします。

ところが、本人は昭和四十三年の三月に本邦に密入国をいたしておりました。そういう事実がわかりまして、外国人登録法第三条の一項に違反するといふことがわかつたわけがございします。そこで私も、まあ事件を捜査しておりますと、それに関連をいたしまして他の事件がわかる場合があるわけがございします、その場合にその事件を処理するといふことも当然のこととございします、この場合は逮捕をして調べておりましたけれども、それは、本件につきましての問題ではなくて、同署の外事係が外国人の登録法違反といふことで捜査をいたしたわけがございします。

○佐々木静子君 いまのことで経過がわかりました、この本人は、弁護人も付き添つて、警察へ外人登録をしてないといふ事実を申し述べに上がつたわけが、それから、御承知のとおり、この父親も大阪ではかなり手広く事業を営んで、しかも永任権を持つておる朝鮮の方である、そういうふうなことで、普通こういふケースでは、不拘束で、身元のしつかりしてゐるときは不拘束で調べるのが普通だと思ひます、さういふケース、これにすぐに逮捕を執行され、しかもエレベーター殺人事件の被害者がつかまつたといふことで大々的に新聞で報道されるに至つたといふやうなこ

とは、やはりこれは警察としては非常に人権意識、いまの別件逮捕というような問題にからみまわりたいへんこれは不都合なことではないか。

この前に私、ちょうど一年前にも、いま問題になつておりますいわゆる狭山事件石川被告に對しまして、これは最初から殺人事件で調べず、警察では自動車事故による恐喝とか傷害とかいうようなことで逮捕をして、そして逮捕をしてその直後に、いわゆる善枝ちゃん殺しのポリグラフにかけて殺人の容疑者として取り扱い、逮捕状は交通事故のことでありながら、新聞には善枝ちゃん殺し逮捕するということで大々的に新聞に報道さすに至つたというようなことなども、これは以前法務委員会でも指摘したわけですが、これもそれとやはり同じケースではないか。いま大臣の言われた、いろんな事件を調べている間に発見したというよりも、この外人登録だけであればこの事件のお調べだけでいいところを、エレベーターの殺人事件、美人の殺人事件の犯人がつかまつたというふうな新聞へ——まあ新聞がつかつてに書くというふうなことを思ふんですが、報道さすに至つて、大いに本人の信用を傷つけたという点、これは警察としてはどういふふうにお考えですか。十分に、このようなことが二度と起らないように重々気を付けていただきたいと思ふのですが、捜査の責任者として警察のほうにお伺いいたします。

○説明員(小林孝) 本件は別件逮捕のケースと全然違つたわけですが、先ほども申し上げておりますように、本人の事件に対する容疑というもののつきまちは、参考人という形で調べをいたして、その結果、特に被疑者になるような問題はなかつたわけでございます。しかし、本人は、そういうふうな、四十二年の三月ごろでございすけれども、密入国をいたしまして、その後住所は転々といたしておるわけでございます。で、特にこういう問題が出たときも、警察側としてはもうわからないというふうなことでございまして、身元はしっかりしておるという話はございまして、けれども、私どものほうとしてはそれは考えてい

なかつたわけでございます。したがって、外国人登録法違反の問題につきましても、逃走のおそれがあるというところで逮捕状が出たわけでございますから、そういう容疑で一応事件を処理をした。それはただし、御本人に對してそういう犯罪がわかつておりながら警察は何もしなかつたというところでは、警察の職務としてもこれは済まないわけでございますから、一応そういう事件のあと片づけをしたというふうな御理解をしていただきたいと思ふわけでございます。

【理事白木義一郎君退席、委員長着席】

○佐々木静子君 まあそういうことで、この問題の李青年は、もう結婚を目前に控えて、しかもはじめに大阪で定職について仕事をしておつたところ、婚約者が何者かによつて殺害された。そして、そのこととはばつちりを受けて警察へ逮捕されて、しかも新聞にはエレベーターの美人殺人事件の犯人であるというふうな写真入りで報道されて非常に信用を傷つけられ、本人はもう心身ともに、婚約者を失つた最大の悲しみの上に容疑者になつて上げられ、そしてその上、そのようなことが新聞へ大きく報道されたというところで、たいへんに苦しい立場に立たされておるわけでございます。この本人やその家族自身にいたしまして、そのこのために多大な打撃を受けておるわけなんです。このために、そういうことで、いま警察のほうでございす。そういうことで、いま警察のほうで

は、この外国人登録法違反事件としてお調べをされ、現在裁判が行なわれておるわけでございますけれども、こういう方に対して、これは法務省として、おまへは外人登録法に違反してゐるからというところで、まあ形式的に考えれば強制送還だというような措置をお考えになつてゐるんじゃないかというふうな同僚に伺つてゐるわけなんです。これは私には非常に問題ではないかと思ふわけ

です。というの、その後の新聞の報ずるところによりますと、この在日朝鮮人の婦人の方を殺した犯人というの、これは連続殺人魔ということで新聞にも大きく報道され、昨年の秋に荒井という人

が自分がやつたということを告白してゐるわけでございますが、その後の捜査の進展について私つまびらかにいたしませんけれども、ともかくそういうことで、殺された本人も、エレベーターの中で見知らぬ男にいきなり殺されたというところで、何ら殺された本人も過失がない。そういうふうな状態の中で婚約者が殺された。そして、しかもその本人にしてみても、犯人にでつち上げられ、殺人魔と呼ばれて、そして身の上はよくよく立つたものの、今度は外国人登録法違反でいま審理中である。こういう場合に、これはただ単に形式的に、おまへはその外人登録法違反から強制送還だ、さあ本國へ帰れというようにすることが、はたして法務省でそういう形式的な取り扱いが許されていいのかどうか。

これは在日朝鮮人の方にとつて、自分の同胞が罪なくして日本人に殺された、しかも同胞であるところの在日朝鮮人が何のいれもなく間違つて誤認逮捕されて、しかも新聞にも殺人を犯したと報道された。これは単にこの報道された李青年のみの不名誉ではなく、在日朝鮮人としてたいへんな誤解であり不名誉であるという、そういう心情にかられてゐるところ、またその同じ日本政府が、婚約者を失つて、しかもそのために信用を非常に棄損したこの李青年をつかまえて、今度は本國へ帰れ。これはもうおつかつかつかのむちうつばかりです。日本政府とすると、これはいかに何でもそういうことはあまりにも無慈悲というか、傍若無人じゃないかと私は考えるわけでございますが、その点について大臣は、こういう事案について、これは別に強制送還しなくてはいいけないと法律でまづいてゐるわけでもない、大臣の裁量によつて法務行政は十分行ない得るわけでございますけれども、こういうケースについて大臣はどういふふうにお考えでございますか。

○国務大臣(田中伊三三君) ただいま先生のお話を承つておりましたのでございすが、まことに気の毒な、日本人の立場から申しまして、朝鮮半島御出身のこれらの被害者にはまことに申しわけがないという感じで気持は一ぱいでございす。それほどお前が同情するならば、特在系統によつて特別在任許可を与えて、本國送還をやめたいではないかというおことばが次に出てきうなのでございす。そこで申し上げたいのでございすが、本件を取り扱うのは私の責任でございすから、取り扱いたいのでございすが、腹一ぱい、力一ぱい李君に同情してあげたい、力一ぱい同情をして、そうして処置をしてあげたい、こう思ふのです。思ふのですが、一体法務大臣が、本来捨ておけば強制送還になる最後段階に来ておる追い詰められた人物を、強制送還をやめて特別滞在を許すというためには、先生、同情だけでもいかぬですね、同情ばかりでやつておるとたいへんなことになるので、同情だけでもいかぬ。どういふことが大事なのかと申しますと、一体どういふ経路で密入国をしてきたのか、この人で申しますと、いふと前後二回にわたつて密入国を重ねておる、密入国をしてきて以後のわが國滞在中の行状、素行はどうか、一体どういふことをやつて過してきたのかということ、もっと大事なことは、特在を許すか許さぬかということを含めて、本人の身辺にまつわる親族、縁者、友人、友好関係というのはどういふ生活をして、どういふ関係に置かれておるかという生活の事柄をつぶさに調べてみまして、それを重要な判断要素に、同情の上にプラスをいたしまして、そうして特在を許すか許さぬかというのを判断しなければならぬのが私の責任のある立場でございます。そういうことでございすので、そういう方向に向かつて検討したいと思ひますが、この検討はほかの役人がどういふという検討ではなく、私自身がどうするかというところを、重大な責任を持った検討でございす。私が検討するということでございますので、しっかりとこれらの要素を検討いたしまして、その上で最後の決定をしたい、こういうふう

○佐々木静子君 非常に御同情のある御答弁をいただいております。非常に御同情のありたいと思つてゐるわけでございます。

けれども、やはりこういう事件が起こったというのは、これは日本の警察なり、あるいは治安を担当する法務省とか警察の落ち度によって日本にいる外国人が殺され、かつその婚約者である在日外国人がそういうことでたいへんな痛手を受けたというケースでございますので、これは単なる普通のケースではございませんので、十分に御配慮いたしたいということ、これは私思ひますのに、前にテルアビブ空港の事件で日本の岡本という人が外国人を殺害した、この場合、日本政府はわざわざ外国へ出向いて謝罪をして、そして政府としてでるだけのことを尽くすからということ、謝罪の意を表明されたということをお聞きしているわけでございます。これは私考えてみると、必ずしも事案は同じとは言えませんが、非常によく似ていると言えらるると思ふんです。

というのは、テルアビブの岡本青年にしても、日本政府と何ら関係がないわけで、日本人がややったということで、政府はそれだけの責任を感じられた。この場合にしても、もちろん容疑者とされる荒井、本人は自供しているわけですが、これも日本政府と何ら関係ないわけですが、このテルアビブ空港の場合は、これは治安の責任は別に日本政府にないわけですが、このエレベーターの中で、日本の国土の中で全く過失のない女性に殺されたというのは、これはやはり治安の責めは日本政府にあると思ふわけです。そういう意味におきまして、テルアビブ空港の事件で日本政府が出向いて謝罪され、日本政府としてでるだけのことをやるとおっしゃった事柄などから考えると、これは当然に日本政府として十分なことをしてあげていただきたい。

これは殺されたのが何人であるから丁寧なことをやったのだ、これは在日朝鮮人であるからこのぐらいいしておいんだというふうな誤解を招くようなことが万一にでもあれば、これは日本が将来アジアの諸国と仲よくしていくのに非常にマイナスになるのではないか、これは日本にとつて非常にデメリットになるのではないかと、これを非常

考えるわけなんです。そういう意味で、ぜひとも不当に殺され、また非常にこの事件で死にまざる被害を受けている一朝鮮青年を救うことをお考えくださいますことが、ひいては在日朝鮮人の日本に対する信頼感を深めることにも結びつくと思ひますし、これは将来日朝友好、アジアの諸国との友好というふうなこともつながっていくと思ひますので、これ以上在日朝鮮人の方が日本政府のやり方に対して不信を抱くようなことが起こらないように、大臣としても十分この点は御慎重にお考えいただきたいと思ふわけでございます。もう時間がございませぬので、私は質問をこれで終わりますが、最後に、簡単にけつこうでございませぬ、大臣の御所信を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三三君) 在日朝鮮出身の皆さんのみならず、全朝鮮の皆さん、それから中国を含む台湾の皆さんというふうな人々を心より法規、事情の許す限り大切に取扱いしていきたい、外国人の身柄を預かつております私はそういう心がけを持っております。そこへたまたま先生のお話しの、事情まことに気の毒な本件、李君の事件でございませぬ。腹一ぱい同情いたしまして処置をいたします。

○鈴木強君 私は、時間の関係がありますから一つだけお伺いしておきたいと思ひますが、それは、先般最高裁が尊属殺の重罰規定は違憲であるという判決を出されました。この問題について大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

親殺しに特にこの重罰を科しております現行刑法二百条の尊属殺人罪の規定は、法のもとに平等、こう定めた憲法十四条に違反しないかどうかをめぐつて争われていました三件の親殺し事件というのがございました。これに對して最高裁は、四月四日、刑法二百条の法定刑は死刑、無期懲役だけであつて極端に重く、憲法十四条一項に違反し無効である、違憲の判決を下して、いずれも実刑の原判決を破棄し、三人の被告にそれぞれ刑法百九十九条の普通殺人罪を適用して、二審より軽い

懲役二年から二年六月、うち二人は執切猶予三年の判決を言い渡しておるのでございませぬ。最高裁が憲法八十一条に定められた違憲立法審査権に基づいて現行法の規定を違憲としたのは、昭和二十二年に最高裁判所がつくられたから初めてのでございませぬと思ひます。これによりまして、当然刑法二百条というものは自動的にこの機能を停止していくと私は思ふのでございませぬけれど、この点について大臣はどうお考えでございませぬしょうか。

それで、ちょうどこの四月四日の日に、この判決が下されました直後、衆議院の法務委員会が質問がございまして、議事録を拝見しますと、大臣は、「現に判決が確定しておりますものに、つきましては、これは非常上告制度を適用して非常上告をするのかどうか、こういう場合には漏れなく非常上告が許されるかどうかということについて、両論があるものと思ひます。私は、非常上告をさせなければ理屈の合はぬものだと判断をするのでございませぬが、これはまだ私が確定的にその所信を持っておるわけではございませぬが、確定判決を受けた者に対して非常上告が許されるのかどうかということについて、法務省を中心にして早急に検討を加えたい」と、こういう御趣旨の御答弁がなされております。これはおそろしく刑事訴訟法四百五十四条の非常上告のことだと思ひますが、当時大臣がおっしゃったことは、法律解釈は別として、素朴な国民からしますと、二百条というものが違憲であつたというのであれば、それによつて刑が確定している者も含めて、何らかの措置をせよというふうな考えでございませぬ、それの方があつたと思ふのでございませぬ。これは法律論はいろいろあると思ひますが、実態論として、感情的な問題としてはそういうことがあつたと思ひます。あの発言を聞いた国民からすると、大臣の思慮というものの對して敬意を表したと思ふのでございませぬ。しかし、これはなかなか法律解釈からいうとむずかしい点があると思ふので、大臣もかなり慎重に答弁をいたしております。これは、見ますとね。新聞の記事を拝見しますと、そこだけ出てお

りましたからね。かなりこうはつきり、あなたが非常上告するんだとれるようにも解釈が出ておるんでございませぬ、よく議事録を読んでみると、いま私が申し上げたような非常に慎重な答弁をしております。しかし、これは非常に問題があるのでございませぬと思ひますけれど、検討をするというところでございませぬけれど、非常上告をするに、かつたようでございますから、それには御心算の理由があつたと思ひますが、大臣の当時の御心算となつたのか。これは国民の前に明らかにしてやる必要があると思ひますから、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三三君) 四日の日に、ただいまお話のような判決が下され、刑法二百条は違憲だという判決です。その結果は、二百条は無効だということになるわけですね。問題は、その二百条は無効だということ、いつから無効なのか、言ひ渡した四日以後が無効なのか、四日以前も無効になるのかという、この重大問題があるわけですね。二百条にわかに一日前後で無効になつたり有効になつたりするはずはない、それは過去にもさかのぼるんだという解釈になります。——この解釈も一つの解釈でございませぬ。そういう有力解釈はあるんです。そういう解釈になりますと、四日までに行なわれた判決は、無効の条項に基づいて死刑、無期の判決が行なわれたということになるわけですね。これはえらいことではございませぬ。これは直ちに非常上告によつて救済する以外に道はないということ、理の当然になつてくるわけでございます。ところが、それとは反対に、言ひ渡してから後が無効であつて、以前は有効なんだ、そんな秩序のない話はない、最高裁の判決が何もないのに、刑法二百条という有効な条文があつて、それに基づいて裁判をしたものに何が文句があるのか、そういうものはさかのぼるべきもんじゃありません、遡及すべきもんじゃありません、こういう考え方が正しいと、過去の判決は無効の法令を適用して判決をしたものとは言へない、したがつて、仰せのような非常上告ということとは考えられな

ということになってくるわけで、そこで、これを検討しなければならぬということで、この二百条問題の検討の中心課題は、法務省においてもこれであつたわけでございます。それぞれ意見を聞きまして、検討をいたしましたわけでございますが、これは将来に向かつて無効であつて、過去にはさかのぼらないのだと、こう解釈をしなければいけないということに意見の一致を見たわけでございます。そういうことになりまふと、非常上告手続の問題は起こらない。起こらないが、ただいま先生のおことばのように、たいへん實際上の問題からいいますと、不公平です。きのうまでの判決は有効だ、きょう以後の判決においては、これは二百条の適用はできないので百九十九条でいくんだ、刑に開きがある、科刑に開きがあるということ、まことに不均衡という不都合が生ずるわけでございます。これを訂正をいたしますには、個別の恩赦による以外に道はない、こういうことが結論でございます。

どういふ場合に個別恩赦をするかということですが、過去の二百条という条文がもし無効のものであつたとするならば、ことばを変えると、二百条を適用せずに百九十九条を適用して過去において裁判をしていただいていたとするならば、こうであつたであろうという判断ができます。非常な不均衡のものだと考えられる場合、こういう場合に個別恩赦を適用する。もつと具体的に申し上げますと、二百条の条文によりまして、これが過去において生きておつたわけで、生きておつて適用されたわけでございますから、二百条の条文による無期と死刑しかないわけですから、そこで、無期懲役は、事情によつてこれは七年に減軽される。たとえば未遂の場合とか、心神耗弱の場合といった条文に該当いたします場合においては、同情をして法定減軽が行なわれるわけでございます。これは七年までおろることができ。その七年にさらに同情をいたしまして、特別の情状というものがある場合においては、またその二分の一の三年六カ月までおろることが

できる。したがつて、三年六カ月、最低のところでは処罰をされておるような事案は、これはもう二百条が無効であつて百九十九条が適用されておつたとすれば、助かる道はきまつています。当然助かつておる者が、二百条が有効であつたがために三年六カ月の刑を受けて刑務所に収容されておる。こういう事件が幾らかあつたと存じます。そういう事件はすみやかにこの不均衡を是正する。そして恩赦によつて、恩赦はいつでもできますから、いつでもやろうと思えばできる体制でございます。それから、個別恩赦によつて直ちにこれを実行する、そしてこれを救うという道を考えなければならぬであらう。ところが、過去において二百条を適用された事件だからといって恩赦に必ずかけねばならぬものとも限らない。たとえば残虐きわまる親殺し、こんなものは、親でなかつても普通人を殺しておつても、こういう殺し方をしておる場合においては死刑は当然だといふ親殺しはございましょう。こういう場合は何れ個別恩赦にかけて救済をせんならぬ理由はな。よつて事件による。事件によるけれども、事件によりまして救わねばならぬ、不均衡の是正をしてやりたいと思ふものについては、ひとつ手落ちなく調べあげて個別恩赦にかけて救済の道を考え、不均衡を是正する。これは行刑上当然の任務であるように私は考えます。その方向の道で不均衡の是正をしていきたいと、こういう大方向になつておるわけでござい

ます。

○鈴木強君 個別恩赦、恩赦によつて救済していかうということについては、後ほどもう少し詳しくお伺いしたいのですけれども、要するに、大臣のおっしゃる通りに、四月四日以前にさかのぼつて無効の効力が及ぶかどうかというこの判断ですね。あなたは前段のそういう意見も有力な一つの解釈である、当時そうでした。それから同時に、後段で述べになりました、結局そのほうに法務省の態度がきまつたという、四月四日以前の刑法二百条というのはこれは合憲であるという、そういう考え方に法務省は残念ならきまつたよ

うに私は思ふのです。そうであれば、恩赦をするということについても、合憲のものを恩赦をする必要はないでしょう、これは、極端に言つたらそうなりますよ。ですから、昭和二十五年に尊属殺合憲なりという判例が一回あります。ですからそのころまでは憲法上一応合憲という判断があつたのですからいいとしても、四月四日から昭和二十五年のあの判決までは遡及して無効であるという解釈もこれは当然成り立つていいと思ふのです。ところが、法律解釈上はそれができない。そこで、何か剰余の措置で何とか救わなきゃ相済みぬというので、恩赦の道を、個別恩赦の道をとられるということだと思ひますけれども、その辺は論理的に矛盾があります。何で合憲のものに恩赦をやるのですか。国の慶事も何もないときに、そういう恩赦なり憲法によりて恩赦はやられるわけですけれども、やることについて厳密に言つたらおかしいじゃないですか。そういう論理になります。ですからこの辺は法務省、大臣が後段の意見にまともなところがあるのですけれども、その辺、ちよつと理解に苦しむわけですよ。それから、さつきも別件逮捕の問題とか、あるいは官尊民卑のお話がございました。私は伺つておつて、他党のことですから関連もいたしませんでしたけれども、どうも大臣は非常に進歩的な国民の人権ということを最高度で考えてやつておられる。私は非常に嬉しいと思ふのです。官尊民卑という、ことばの表現はいろいろ後藤先生とやりとりがございましたが、そのことばの使い方はとにかくとしても、あなたのおっしゃつていふ考え方というのは、これは全面的に賛成ですね。別件逮捕についてもそうであるならば、法務大臣としていま最高の権限を持つておられるわけですから、ですから、それは検討するとおっしゃるのですから、それを私が検討しないですぐやれというのを申し上げるのはこれは少しどうかと思ひますけれども、考え方としては、そういうものであればいつときも早く直したらいいんじゃないでしょうか。もう別件逮捕はおかしいのだという

ことであれば、それもちゃんと法律的に改正をしていく。それから、もう官尊民卑のなそういう思想がもし入つておるとすれば、当然に、請求しなくても支払つてやれるような道を講ずるのがやはり大臣の私は決断じゃないかと思ふのでございませうけれども、まあそれは言つても、まだその決断に至らないので検討させてくれとおっしゃるのですから、私はいまの段階では一応大臣のお氣持をよく理解しておきますけれども、やはりもう一歩前に出て、いいことはどんどんと、国民のためにやることはやつてもらいたいと思ふのです、改正を。それは、法律というものはきめたら未来永劫変わつちやいかぬということはないので、すから、世の中変わつておるのですから、その変わつておる世の中にマッチするように法律をつくつていくのが、これはわれわれの仕事でしょう。政府の仕事でしょう。これはわれわれの仕事で立法権があります。政府にもあるわけですから、そういうことはお互いに遠慮なしにやればいんだと思ふので、私たちも、やらないで大臣にそういうことを言うのは少し矛盾しているかもしれせんけれども、まあ本来的に大政府が日本の場合には立法するといふような立場にある。このので、すから、われわれも大いに勉強しますけれども、そういうようなことを感ずるわけですよ。ですから、この場合でも大臣の前段におつちやつたような考えが受けまふよ、これは確かに。

そうすると、いままで取り調べをしてきた人たちは、四月四日までは合憲といふことで来ておるんだから、それを遡及してやるなんというこになつたら検察関係の諸君は全くとお手上げでいふことになるんだと思ふんです。だから大臣がしうとだとして別で検討しても、少なくとも実務家であり、その面のエキスパートだと私は考えておりますから、その大臣が、さつきもおつちやつたように、筋の違つたことを言われました。まさにそうでしょう。そう思へばこの非常上告についても、思ひつきで私はあのとあなたがおつちやつたと思ひません、筋があつてやつぱりおつちやつた

ことでしようから、そういうふうには私は考えているものですから、若干論理の矛盾というものを強く感ずるわけですよ。ですから法務省の見解に落ち着くまでには、大臣の御意見も十分に発表されて、その上でのことだと思えますけれども、大臣は最高の責任者でございますから、国会における御発言等がやっぱり現実に実行されていくような、実行力のある御発言もわれわれは期待したいと思うわけでございますけれどもね。

○国務大臣(田中伊三三君) いまのおこは、よくわかりました。わかりましたが、おこはの中に、過去有効だと、二百条の過去の裁判を有効だとするならば、有効な判断に対してなぜ一体個別恩赦をするのはおかしいじゃないかということば、なるほどそういうことになるかと思えますが、不均衡なんですね。有効な裁判は有効な裁判としても、きのうまでの裁判は二百条で無効だ、判決があった本日以後の裁判は、二百条は無効になって百九十九条の普通殺で裁判が行なわれるのだということ、不均衡ですね、形式的には。形式的には不均衡—不均衡のない場合もありますが、不均衡のある場合もある。そういう不均衡の是正ということを行刑的に考えてみて、これはどうするかというと、非常上告の道がないとするならば、いまの現存する制度では個別恩赦以外にない。これならある程度やれると、これなら、わかりやすく言えば、妙なことはでずけれども、やってもいいし、やらなくてもいいわけで、やらぬでもない事件もあれば、やらねばならぬ事件もある。やらねばならぬ事件を究明に調査をして恩赦をするということでは不均衡を是正したい、こういうことでございますので、おこはをとらえて理屈を言うようでは申しわけございませんが、有効な裁判になぜ一体個別恩赦が必要なのかと、こうおしかりをいただいているように思うのでちよつと申し上げるのではありませんが、そういう気持ちで行き過ぎた刑だけを是正していきたい、不均衡だけを是正していきたい、こういうふうを考えておるわけでございます。

○鈴木強君 もちろん合憲の判決であっても、恩赦というのは、合憲の判決に対して減刑をしたり、刑の執行を免除したりするわけですから、これはそういう意味においては私は異議があるわけでもないし、大臣と何も違ったことを言っているわけではございません。ただ、恩赦というものの性格で、要するに、これは憲法七条に「天皇の国事行為」として、恩赦ができるわけでしょう。その場合に「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ」その六に「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること」こうございます。したがって「内閣の助言と承認により」というその助言と承認は一体どこに根拠があったかということですね、要するに、恩赦というものは大衆の慶事とか、そういうときにやるわけでしょう。したがって、今回の場合は特にこれを恩赦にして、個別恩赦で救わなければならないという理由は、確かに四月四日以降はこれは二百条は無効になります。しかし四月四日以前の現に判決を受けた人たちは、刑の確定している人たちですね、この人たちは、合憲の裁判であり、判決であり、もう一切動かすことはできないという、そういう態度を持つていてるわけでしょう。それに、特に今回、国の慶事でも何でもない場合に恩赦を発動して、そしてやらなければならぬという理由は何かということですよ。大臣のおっしゃる通りに、遡及できないからやむを得ず、情状酌量という意味ですかね、意味かわかりませんが、やるんだというふうには私は理解すればできるんですけれども、その辺の論理の結びつけというのは非常にむずかしいんじゃないでしょうか、厳密に言いますと、ですから法律的に適法であるならば、それは普通の恩赦の場合は私たちがわかりますけれども、この際はこれに限ってやりになるというものがよくわれわれに理解できないから、その辺をもう少しわかるように説明してもらいたい。

○政府委員(安原美穂君) 恩赦の制度は、ただいま鈴木先生御指摘のように、国家の慶事、あるいはこの前に、具体的なものとしては敗戦というようになときにいわゆる政令恩赦という形が、一般的に恩赦をするということが国家の慶事の場合には行なわれておりますが、本来恩赦というものは、そういう政令恩赦のように一般的に行なうのではなくて、個別恩赦が原則であるというのが世界的に恩赦制度の基本でございます。その場合におきましては、いろいろの事情で、本人の改過遷善のために、その後の情状等を見て個別に救済しているということ、そのほかに判決の、いわゆる刑罰の社会的不適応性というような基準で恩赦をやることもある。つまり判決をしたときの情勢においてはそれは適法であり妥当であったが、その後の社会情勢の変化、価値観の変化によって、かつて行なわれた有効な判決の結果が社会的に不適応を生じておるといふようなときに恩赦をやるということが恩赦の一つの有効な作用としてあるわけですね。

○鈴木強君 恩赦の場合、憲法なり恩赦法なりを讀んでみても、なかなかどうである場合にやるかということが明確になつていないですよ。それで、ですから、これは一にかかつて政府の助言と承認によつて天皇陛下が国事行為としてお

やりになるということであつて、いま刑事局長のおっしゃつたようないろいろの個別恩赦の問題も一般常識としてわれわれは知つてゐる。しかし法的にも若干、その辺は非常に不明確でございます。ですから今度の場合でも、厳密に言つたら天皇の国事行為として、恩赦法によつて、二条なり、四条なり、六条なり、八条なり、九条なりによるそれぞれの措置をやるということになると思ふのですがね。ですからその辺が、非常に何か個別恩赦でやるのがあたりまえだということをおこは私たちが一般常識的にはわかつておりますけれども、そういうことだつて別にどこにも書いてない。あるのですか。どうもそういう点が、政令の定むるところにあるというのであつて、政令というやつは政府が、われわれの国会の議決でなく、おつくりになることですから、そういう政令があつて、その政令によつてどんどんどんどんおやりになるということだと思ふのであります。しかし流れている思想というものは、いま私が申し上げたようなものが恩赦のやり方でしょう。考え方をしよう。ですから、非常上告をするのはできない、そういうことはやるべきじゃない。ただし刑量の不均衡ということを考へておやりになる、こういうことがそうすると助言の内容なんですか。

○政府委員(安原美穂君) 鈴木先生も御承知と思ひますが、恩赦には政令恩赦と個別恩赦がございます。第二に、「政令で罪の種類を定めてこれを執行し」という政令による大赦、あるいは減刑につきましても、政令でやる場合がございまして、そのほかの特赦という第四条の規定がございまして、特定の者に対してこれを行なう場合は減刑にもございまして、大別していわゆる政令恩赦と個別恩赦がある。今回はその個別恩赦の規定によつてやるのが相当であるということでも、もちろん法務大臣が中央更生保護審査会で審査をいたしまして、内閣に申し出をして、内閣で閣議決定をいたしまして、天皇の認証を得るといふ形をとつて行なうわけですね。御指摘のように、どういふ場合に恩赦を行なうのが相当であるかということ

は、この恩赦法の規定からは必ずしも明確ではございませんが、アブリアリに、私どもとしては、国家の慶弔に際して行なう政令恩赦のほかに、個別恩赦としては、今度の場合のように、合憲、適法とされていた判決がその後の社会情勢の変化によつてその適用条文が違憲とされたことにより、かつて有効、合憲に成立した判決が社会的不適応の状態を生じておるということ、その是正を恩赦という道ではかる。それは恩赦法の当然に予想しておるところだ。いわば法律の変更がその後にあつたというのと同じように考えるべきだというのが私どもの考えでございます。

○鈴木強君 私何も恩赦に反対しているわけじゃないんです。ただ、恩赦というのは非常に厳密なものであると思うんですね。したがつて、道筋をはっきりしていただきたいということを私は申し上げた。というのは、やはり大臣の御発言もあつたりするものですからこんがらがっているんですよ、これ。大臣の御発言どおりにいってればこれはりつぱなものですよ、これは。ところがそういうなかなか少しこんがらがりが出てきた。したがつてそれを解かなければいかぬので私は伺つておるのです。ですから、二百条というものは明らかに無効であるということも政府も認めているわけですね。法務省もはつきり認めた。四月四日以降は刑法二百条は無効である。そうでしょう。したがつてその上に立つて、四月三日以前に判決で確定しているものについては政令恩赦によつて救済をするんだ、こういうことですね。まあそういうふうには私は理解しておきましょう。

そこで、大臣がもうひとつおっしゃつておつた中に、「刑法二百条関係の一連の法律、これは現行法でございます。この現行法は、ときあたかも刑法改正の審議が長年月にわたつて継続されておる現状でございますから、このときにあたつてこういう判決が出されたということは、この刑法の二百条をめぐる関係条文というものはすみやかに改正をしなければならぬのではなからうか」、こういう御発言が、御答弁がございますね。

そこで伺いたいのですけれど、第一点は、違憲判決によつて法務大臣の諮問機関である法制審議会、ここでいろいろいうと刑法の全面改正作業を進めておられますが、まだ結論を得てないようですね。しかしそうであつても、この刑法二百条というのは、これは事実上機能は停止、無効になつておるわけですから、これをすみやかに削除するという刑法の一部改正法案を国会に出すという、このことについては異議がないと思ひますね。

もう一つは、これに関連する、尊属殺と同様な重罰規定が課せられていた刑法二百五條の二項で、尊属傷害致死罪、それから刑法二百八條二項の尊属保護者遺棄の遺棄罪、それから刑法二百二十條の二項の尊属逮捕監禁罪、これについて、大臣のおつじやつた一連の法律改正ということにはこれが含まれておると私は理解するんですね。ところが判決をよく見ますと、この面については八対六で、最高裁は多数意見で、重罪規定を設けること自体は差しつかえない、こういう見解を述べておられます。述べておられる。そこでちよつと私は疑問に思ふのは、その辺が大臣の一連の法改正の中に入つておるとすれば、けつこうなことでおつたのだ、こういう最高裁の八対六の多数が尊属殺の重罰規定を設けることは違憲でないと、その他の三条については違憲というものがあつますから、大臣と御所見がちよつと違ふわけ、その点がどうなるかということが一つです。それからもう一つは、いまの刑法改正の中に、たしかもう二百条というのは確かに削除されておつたと思ひますね、これが一つ。それからあと二百五條の二項の傷害致死罪等についても、たしかこれは新しい刑法改正の草案の中にはいずれも削除されておるようには思ふんですね。そうなりますと、これは最高裁の多数意見と違つてくるわけですね。これらの辺をどういうふうには処理して、この三点についてちよつと伺いたいのです。

○国務大臣(田中伊三三君) 方針がすつかりきまりまして、そして国会にこれを提出するという段

階に至つておりませんので、目下検討中の段階でございますので、たいへん申し上げにくいのでありますが、せつかくのお尋ねでございますから申し上げますと、この二百条並びに二百条の関連の条文というものを削除をしよう、これがまあ一つの行き方でございます。もう一つの行き方は、削除でなしに、残すのだけれども内容を改正する。たとへて言うと、現在の二百条は、親を殺した場合においては無期と死刑以外にございせん。どのようにもほかに道はございせん。法定減軽、酌量減軽という二つの減軽をいくこと以外には道はないわけですね。したがつて、法定減軽をい

たしますと無期懲役が七年まで下げられる。その七年に対してさらに情状減軽をいたしますと、その二分の一ですから三年半まで下げられる。しかし、親を殺した場合は刑法二百条の明文に基づけば三年六カ月以下は下げようがない。どんな悪逆非道な親を殺した場合でも三年六カ月が最低で、三年以上でございましてから執行猶予にしようがない、刑務所につなげばならぬという事態が起るわけでございます。そういうことになりまして、これを裁判所の多数意見のように、親を殺した者は三年以上、死刑に処すというかりに明文をつつて、下限を引き上げる、下限を引き上げるといふよりは、二百条の条文から言いますと、下限の無期を六年におろす、これを六年までおろして、この改正をかりにいたしますと、救うてやろうと思ふ場合には執行猶予になるんですね。そういうことでしよう。懲役三年、ただし刑の執行は猶予してやると、こう言うてやれば一ぺんに助かるわけですね。それなら差しかねないといふのがいまお読み聞けになつた裁判所の御判断の一つなんですね。ですから二つの意見があつて、削除をしようといふ意見と、そうでなしに改正すればいいやないかと、無期、死刑というのを六年以上、死刑にすればいいやないかと、こういうふうには改正をしたらよからうという、削除意見と改正意見と二つの意見がたいへん有力な意見としてあるわけでございます。

す。これはいづれをとるべきかということを目下検討してあるという段階でございます。大體の傾向を申し上げますと、やはり削除がよいのではなからうかという意見が多数意見として強いのでございます。

ただ、一つの見解は、一体何か、親を殺しても普通人殺しと同じように扱うのか、親を何と心得ておるかという問題は一つあるのです。そういう問題が一つある。法律論ではございせんが、一つの非常に大事な、わが国の親子関係という、純風美俗という大きな、私たちの日本社会の規範というものに照らして見ますと、親を何と心得ておるかという問題は確かにございまして、これらの問題は、かりに削除をしようとしても、刑法百九十九條が適用されるんで、刑法百九十九條は三年以上、無期、死刑にまでいけるんです。この条文を適用して死刑にしようと思へばいけるじゃないか、二百条がなくなつて百九十九條で十分あり余つておるではないかという判断が一つの判断でございます。で、もう一つの判断は、それは親を何と思つるかといふことは、もつともだけれども、親子の関係という大事なわが国の純風美俗を親殺しの刑法で守つてもらわれないでいいじゃないか、そんなもので守つてもらわれないでいい、親子の関係を守る、純風美俗を守るといふことなら民法があるじゃないか、刑法のお世話にならなくてよからう、こういう考え方でございます。刑法のお世話になつて守らねばならぬような低いモラルではないはずだ、もつと高いものなんだ、法律をこえたものだ、親殺しの刑法のお世話にならなくとも、親子の純風美俗というものは、親にわが国においては育つていくんだ、それは要らぬお世話だ、こういう意見も有力な意見として一つございまして。私なんかはそれをもつともしておるほうなんです。いろいろ意見はございまして、うけれども、そういうところからきつぱり削除をしようといふと、

一体、憲法は人間平等ということをやつとるんですから、人間平等のねらいは、夫婦平等と親子

平等ということがねらいでございす。日本には奴隷制度というものはございせんから、それがないとすれば、もう夫婦平等、親子平等と、こういうことでございす。ちよつと私の行き過ぎた意見であります。信念どおりのことを言いますと、今日なおとも日本の国内には、妻は夫に隷属してゐる、子は親に隷属してゐるという、この親子、夫婦の考え方がいまだにその残滓が残つてゐる。そういう残滓から言いますとどうもこの条文がおかしいということにならざるを得ない。でも、それはほんりんさい憲法で否定してゐるんだと、親子は、文字どおり親子の関係というものは平等なんぞ、夫婦の関係というものは文字どおり対等なものなんだと、残滓は一切ないんだと、こういう考え方から言いますと、普通殺人事件というものは、この刑法上残滓です、これは。昔の親子関係、ちよんまげ時代の親子関係の残滓である、こういうふうな考えられる。夫婦のほうはちゃんと直つて対等になつておられます。親子の関係だけ残つてゐる。もつとおかしい関係を考へてみますと、人間平等の原則ならば、子が親を殺して二百条の適用があるならば、親が子を殺して二百条の適用があるべきものだ。おかしいです、この点においても。ですから、こういうやうな刑罰法の条文はこういう機会に削除してきれいさつぱりするがよろう。いろいろ異論はあるやうでございすが、そういう意見に私は腹の中では実は賛成をしてゐるのでございす。そして、すつぱり削らうという方向でまあ努力せいで。

おるわけでありす。まだ意見がまとまつておりませんが、大体そういう経過をたどりまして、今日、改正をすべきが削除をすべきか、まあ広い意味における二百条改正問題をめぐりまして目下検討を続けてゐるという段階でございす。

〇鈴木強君 大臣のおつしやる考え方は私もよくわかります。ただ、現に違憲なりという判決が下されたわけですから、ですからこの際は、私は、迷うことなく、さつき刑事局長がおつしやつたやうに時代の変遷です、世の中の移り変わりというもので、一度は合憲だといふものが今度違憲だといふものが出てゐるわけですから、その辺をもう少し政治家も、それから行政官もこれは学ぶべきだと思ふのです。私は、明治十三年に公布された刑法でしよう。その当時というのは、親とか祖父とか、そういうものに対してはやはり本刑のほかに罪一等を加えるといふ、そういう思想から出たものでございす。戦後、新しい憲法の前に、昭和二十一年に改正されたときでもやはり、皇室に対する罪だとか姦通罪といふやうな非民主的な規定は廃止されたのだが、この分だけやはり残されてゐる、そういう経過がありました。ですから、確かに子が親を殺すとは何事だといふ、大臣のおつしやる考え方は、おそろしく教育勸諭で育つた年配の人たちの中には多いと思ふのです。私たちも教育勸諭で育てられましたから、子供なんといふものは親に対しては絶対だといふ、そういう間違った考え方を持てゐる人がたくさんゐるやうです。しかし、これは世の中がわづかゝつてゐるわけですから、そういう考え方は私は間違ひだと思ふ。やはり平等です、子も親も。そういう意味で、新しい時代に即応する最高裁の判決といふのが出た以上、いまごろさういふ古い明治十三年、この刑法が公布された当時のやうな思想を持つてゐる、これは時代にそぐわないと思ひます。

〇説明員(岩崎隆弥君) これは判決がございまして四日現在の調べでございすが、尊属殺人——これは未遂を含みまして、現在服役してゐる者は総数百五十名でございす。内訳を申し上げますと、無期懲役が四十二名、有期懲役が百八名、かようなことになつております。

〇鈴木強君 死刑の方は、これはおらぬのですか。

〇説明員(岩崎隆弥君) 死刑が一名おりますが、内訳を申し上げますと、これは併合罪の関係でございまして、別件の強盗殺人で死刑になつております。したがつて、ただいまの数には入れておりません。

〇鈴木強君 無期四十二名はわかりましたが、有期百八名のこの刑量別にはわかりませんが、これはもし時間がかかるようだったらあとで……。

〇説明員(岩崎隆弥君) この百八名につきまして、簡単に申し上げますが、懲役七年をこえる者が八十一名でございす。それから七年の者が十一名、懲役三年六月をこえる七年未満の者十名、懲役三年六月の者六名、大筋かようなことになつております。

〇鈴木強君 それから、仮保釈をされて保護観察中の人はどのくらいおりますでしょうか。それから刑期を終つてしまつた人ですか、こういう人たちがどのくらいいるか。それから刑法を施行されて以来今日まで、尊属殺によつて死刑を執行された人はどのくらいおりますか。

〇説明員(横山精一郎君) 保護観察所におきまして現在保護観察中の事件は、総数にして七十七件でございす。その内訳を申し上げますと、無期懲役刑で保護観察中のものが三十三件、有期懲役刑で保護観察中のものが四十四件でございす。なお、刑期を終えまして、その後の保護観察に付されてゐないものにつきましては、その数は把握しておりません。

〇鈴木強君 以上でございす。

〇政府委員(安原美穂君) 死刑の執行の関係で、

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

〇鈴木強君 大臣のこれを削除しようといふ考え方は賛成です、これは。百九十九条があるじゃないですか、これ 普通殺に切りかえていけ

現行刑法施行後ということになりますと、資料が完備しておりませんので、正確な数字がわからないのは申しわけないところでありますが、新憲法施行後刑法二百条で死刑の執行をされた者の数は三名でございます。

○鈴木強君 刑罰を終った方が何人おるかというのを伺ったんですが、これは把握してないというお話ですね。これは調べたらわかりますか。いますぐここでお答えいただくことはむずかしいと思うんですけれども、われわれはいろいろと参考にしたいんです。ですからもし、たいへんでしようけれども、これは調べればわかるわけでしょうね。わかるわけでしょう。できますか。

○説明員(横山精一郎君) ただいまの御質問ですが、何年からのものということになりましょうか。要するに終戦後現在までということになりますと、これは相当数の数になりますので、調べても必ずしも明確なものが出るかどうかと断言しかねると思ひますが……。

○鈴木強君 要するに刑法二百条によって尊属殺として刑を受けた方ですよ。それはわかるでしょう。これはいま無期懲役に変わった方だつてこうわかるわけですかね。これは私は簡単に、いまコンピュータの時代ですから、コンピュータが法務省になればこれはしょうがないことだけれども、これはわかるでしょう。調べたらわかるでしょう。

○説明員(横山精一郎君) 調べればたしてどの程度のもが出るかどうか、ちよつとここで即座にお答えはできませんが、検討してみたいというふうに思つております。

○鈴木強君 これはあなたのほうから前に聞きに来たから、私もこれは時間がかかることだろうから調べておいてほしいということをお願いしておいたんです。ですから、国会でわれわれが審議の参考にするためにこれは大事なことですからね。尊属殺として刑法二百条によって重い罪を科せられて、そしてその刑罰を終った人たちがどのくらいいるのかということを知りたいんですよ。だから調べてほしいというのだから、もつと気持ちよく調査して、資料を出してくださいよ。

○説明員(横山精一郎君) 私のほうも、できるだけ調査して調べてみたいというふうには思つております。

○鈴木強君 これは大臣、一行政官ですから私はとやかく言ひませんけれども、少しわれわれに対するお答えとしては不適切ですよ。われわれがお願いした場合、普通はどういう努力——これは私、そんなに法務省がひっくり返るような調査じゃないと思ひますよ、これは。資料はわかると思うのです、私は。だから時間がかかってもいいと言つていて、いいからこれらの要求について出してくれと言つてゐる。大臣からはつきりひとつ答えてください。

○國務大臣(田中伊三三君) 事務の立場を申し上げますと、なかなかこれは時間のかかるもので、むずかしい調査だという観念が頭にあると思ひます。しかし、時間がかかってもいいと先生仰せになつてゐることもありますので、十分力を入れまして数字の調査もさせまして、必ず御報告をいたします。

○鈴木強君 それから、さつき恩赦のことからと途中で出しましたが、個別恩赦で救済する、政令恩赦ですね。ということに御方針をきめられたようですよ。そこで、全国の検察庁あるいは刑務所、拘留所、保護観察所等の関係機関に対して、中央更生保護審査会に該当者を申請するように法務省は指示をなさつたと同つてゐるのですが、その指示の内容というのは相当長いものですか——そこで、もし明らかにしていただければ明らかにしたいと思ひます。

○説明員(横山精一郎君) ただいまの点につきましては、昭和四十八年四月十八日付をもちまして、法務省刑事局長、矯正局長、保護局長と、三局長から、上申権者であります検事総長、それから検

事長、検事正、拘留所長、刑務所長、少年刑務所長、保護観察所長に対しまして、職權上申についての配慮方について通達がなされております。それをここで読み上げてみます。

このたび、最高裁判所において、尊属殺の罪に関する刑法第二百条は、憲法に違反し無効であるとの判断がなされた。今回の判決の趣旨は、多数意見によると、刑法第二百条は、その法定刑が死刑及び無期懲役のみとされ、いかに酌量すべき情状があつても重い刑を言い渡さなければならぬ点で、普通殺人の罪に関する同法第九十九条の法定刑が三年以上の有期懲役を含んでゐるのに比し、不合理な差別を設けるものであるから、憲法第十四条に違反するものである。

したがつて、同法第二百条に規定する罪により刑に処せられた者のうち、酌量すべき情状があつたにもかかわらず、法定刑が死刑及び無期懲役のみであるため、重い刑を言い渡されたと認められるものについては、その是正方を個別恩赦(減刑又は刑の執行の免除)により配慮することが望ましいと思料される。

ついで、この種の事案に対する適正、かつ、公平な取り扱いを期するため、上申権者においては、本人から出願のあつたもの以外の各事案についても、関係機関との緊密な連絡のもとに、その犯情のほか、行状、犯罪後の状況等を勘案のうえ、恩赦相当と認められるものについては、できるだけすみやかに職權により恩赦上申手続をとられるよう特段の配慮を煩わしたく、命により通達する。

○鈴木強君 その通達を拝読しますと、たとえば減刑をどういうふうにするとか、そういうふうな裁量はすべて当該の、拘留所であれば拘留所の所長さんとか、さつきいろいろ読み上げられた刑務所の所長とか、そういう方から中央更生保護審査会のほうに上申をすることになると思ひます。けれども、その基準というものは何かもう少し明確に

示しておられるのですか。政令の中にそういう一つ、たとえばこういう刑の場合にはこれこれにしろとか、こういうものはこうしろとかいうことがあるのでしょうか。そこまで規定されておるとすればあれですけども、全くこれは個人の責任者の判断によつてやられるということになると、かなり差があると思ひます。段差が出てくる、格差が出てくる危険性がある。その辺は一体どういうふうな調整するのですか。もしせつかくやつた恩赦が、同じような十年が、一方は八年になり一方は七年になつたというふうなことであれば困るわけですから、それは刑の内容にも事件の内容にもよると思ひますが、その辺はもつとしっかりした基準というものを示さなければいかぬのじゃないでしょうかね。

それから、それによるとなるべくすみやかにということですけども、それは適度としてやるといふ趣旨があるのですか。いつ、何月何日付によつてやるとか、そういうことはないのですか。

○説明員(横山精一郎君) 期限については特にごさいません。できるだけすみやかにということでございます。

○政府委員(安原素雄君) それから、先生御心配の、各上申権者にまかせておるとすればアンパランスが生ずるじやないかという御心配は、確かにそのとおりでございますので、本省、法務局、矯正局におきましては事前に関係者を集めて大体の打ち合わせをやりまして、最終的には中央更生保護審査会で決定するものでございしますから、あそこでは減刑になつたがこちらは減刑にならなかつたとかいうようなことは、最終的には中央更生保護審査会の審査にかかるといふので、結論としてアンパランスは出ませんが、その持ち出す段階においてアンパランスが出ないよう、十分に公平を期するように、打ち合わせ等をやり、また中央からも現地にいきまして指示する等の配慮をいたしております。

○鈴木強君 それから、いまの措置によつて、たとえば尊属殺容疑で取り調べられてゐる、それが

未決の場合、起訴されない前に取り調べられた、
こういう方々に対しては、検察当局に対する一つ
の方針というものはやはり別に出されておると思
うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(安原美穂君) 御指摘のとおり、この
判決が出ました直後、その日に、最高検察庁から
具体的な事件の処理方針をいたしまして、最高裁
で違憲の判決が出たその趣旨を尊重して、今後は
この二百条を適用しない、すでに検察当局にお
きましては、尊属殺人の事案についても、普通殺
人に関する刑法百九十九条を適用して捜査及び公
訴の提起をし、また裁判所に係属中の事件につい
ては、罪名及び罰状を刑法百九十九条に変更する
こととするような処置をとるように、という指示
が最高検からなされておまして、その報告を受
けております。

○鈴木雄君 これで私終わりますが、最後に、大
臣にちよつと私の意見も申し上げておきたいん
ですけれども、いまの恩赦の扱い方についても、私
が指摘をいたしました点は相当の配慮をされてお
られるようですから、万々間違ひはないと思いま
すけれども、しかし、なかなか、中央更生保護審
査会が審議する場合でも、その出てくる案件、事
件の内容その他についてもいろいろあると思いま
すけれども、問題は、早くやって差し上げてい
ただきたいんですよ。裁判もだいたい長くかかり過
ぎるという批判も出ていますけれども、特に
こういう場合は、的確に、申告する権利を持つて
いる人が、申告権者というものが早く申告する、
そしてそれに対して的確なひとつ審査会の方で
判定を下していただいて、一刻も早く減刑ができ
るように、格段のひとつ配慮をしていただきたい
と思います。

それからもう一つは、いま取り調べられている
方々に対しても、いまの通達の御趣旨を体して間
違ひのないようにひとつしてほしい、こういうこ
とを切に願うものですから、これをお願いして、
大臣の所見を承つて、終わりたいと思います。
○国務大臣(田中伊三次君) 御趣旨に沿ひまして

最善を尽くすことにいたします。
○委員長(原田立君) 本件に対する質疑は本日は
この程度といたします。

○委員長(原田立君) この際、参考人の出席要求
に関する件についておはかりいたします。

刑事補償法の一部を改正する法律案の審査のた
め、参考人の出席を求め、その意見を聴取するこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原田立君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び入選等につきましては、こ
れを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(原田立君) 御異議ないと認め、さよう
決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時十六分散会

四月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は三月七日)

一、刑事補償法の一部を改正する法律案

四月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。

一、借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案(衆)

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

借地法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案

四十九号)第十二条第一項又は借家法(大正十
年法律第五十号)第七条第一項の規定による増
額の請求があつた地代又は借賃については、改
正前の借地法等の一部を改正する法律附則第八
項の規定は、なおその効力を有する。

昭和四十八年五月二十四日印刷

昭和四十八年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局